

会 議 録

会 議 名	令和 3 年度瑞穂町都市計画審議会（第 1 回）
日 時	令和 3 年 7 月 30 日（金）午後 2 時 00 分～3 時 10 分
場 所	庁舎 2 階 会議室 2-1、2-2
出 席 者	会 長 田中康久 委 員 小野正彦、天野紀子、上野勝、大坪国広、原隆夫、 下澤章夫、河野禎徳、高宮恭一、小崎和人（甲斐重孝 委員〔福生警察署長〕の代理）、 事務局等 杉浦町長、横沢都市整備部長、中島都市計画課長、 岡田下水道担当主幹、村下下水道係長、 渡辺区画整理係長、古川計画係長、加村計画係主任
欠 席 者	小山典男
会議内容	協議事項 会長選出、職務代理選出 議 事 諮問第 1 号 福生都市計画下水道の変更について 報告事項 令和 2 年度都市計画関連事業について
傍 聴 者	なし
配布資料	別紙のとおり
会 議 内 容	

1 開 会

[横沢都市整備部長]

ただ今から令和 3 年度瑞穂町都市計画審議会第 1 回を開会します。委員 11 名中、本日出席の委員は 9 名です。1 名欠席の連絡を頂いており、1 名遅参されると連絡を受けております。また、甲斐委員におかれましては、公務により、福生警察署小崎交通課長に代理出席を頂いております。瑞穂町都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により、2 分の 1 以上の出席を満たしておりますので、本日の審議会は成立します。

2 挨 拶

[杉浦町長] . . . 町長挨拶省略 . . .

3 委嘱状交付

[横沢都市整備部長]

続きまして、次第 3 委嘱状交付です。時間の都合上、代表の方への交付とさせていただきます。他の委員の皆様については机上に配布させていただきますのでご了承願います。（代表者 田中委員）

4 自己紹介

・・・自己紹介省略・・・

5 協議事項

[横沢都市整備部長]

次第5の協議事項に入らせていただきます。議事の進行は会長が務めていますが、会長の選任までの進行役についても、引き続き私が務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[全委員]

異議なし。

[横沢都市整備部長]

異議なしということですので、このまま進行させていただきます。(1) 会長選出について、都市計画審議会条例第4条第1項に「会長は委員の互選により定める」となっておりますので、どなたか立候補、またはご推薦はございませんでしょうか。

[下澤委員]

田中委員を推薦します。

[横沢都市整備部長]

他にございますか。ただ今、田中委員の推薦がありましたがいかがでしょうか。

[全委員]

異議なし。

[横沢都市整備部長]

異議なしということですので、田中委員には都市計画審議会の会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席へ移動していただき、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

[田中会長] ・・・会長就任挨拶省略・・・

[横沢都市整備部長]

これより先は、田中会長に議事進行をお願いします。

[田中会長]

それでは、議事進行を務めさせていただきます。協議事項（２）職務代理の選出を議題とします。職務代理の選出は都市計画審議会条例第４条第３項に「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指示する委員がその職務を代理する」とあります。会長が指示するとのことですので、職務代理については、新しく委員になりました小野委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

[全委員]

異議なし。

[田中会長]

それでは、小野委員にはご挨拶をお願いします。

[小野委員]・・・職務代理者就任挨拶省略・・・

6 諮 問

[横沢都市整備部長]

次に、次第６諮問です。諮問事項について町長から会長へ諮問書をお渡しします。

[杉浦町長]・・・諮問書読み上げ後、田中会長受領。・・・

[横沢都市整備部長]

ここで、杉浦町長におかれましては、他の公務の都合により退席させていただきます。田中会長におかれましては、引き続き議事進行をよろしくお願いします。

7 議 事

[田中会長]

それでは議事を進めます。諮問第１号福生都市計画下水道の変更について議題とします。事務局より内容の説明をお願いします。

[岡田下水道担当主幹]

ご説明いたします。本件の変更内容については１点です。資料２をご覧ください。今回の事業取得区間の長岡第１排水区長岡１号幹線の整備に伴い、周辺の速やかな雨水排除による浸水被害の軽減を図るため、事業認可区域の拡大を行うに当たり区域界の変更を行うものです。資料２の中央部、青色の実線で示した箇所が都市計画決定箇所の長岡１号幹線です。その周辺の赤色の範囲で区域界の変更を行います。続きまして資料３をご覧ください。資料２の拡大図となります。青色の破線及び実

線部分が既に都市計画決定済みの長岡 1 号幹線で、うち、実線が今回の施工範囲で事業認可取得済みの箇所となっています。今回の区域界の変更決定後、幹線の敷設を行い、認可外となっている約 12 ヘクタールを追加するものです。赤色の範囲が追加区域で、長岡第 1 排水区が変更となり、変更前 231 ヘクタールが、変更後 243 ヘクタールとなります。変更の経緯としまして、令和 3 年 6 月に東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課下水道指導係担当及び東京都都市整備局都市基盤部調整課施設計画担当と事前協議を行い、資料 1 の福生都市計画下水道の変更（案）を作成しました。続いて、都市計画法第 17 条第 1 項に基づき、令和 3 年 7 月 1 日から同月 15 日までの 2 週間、縦覧を実施し、縦覧者、意見者ともにありませんでした。この縦覧による意見はありませんでしたので、福生都市計画下水道の変更（案）を本審議会に諮問させていただきます。今後のスケジュールですが、本審議会において答申が得られましたら、都市計画法第 19 条第 3 項に基づく東京都知事への協議を行い、都市計画変更の告示を行います。なお、都市計画変更後、都市計画法の事業認可及び下水道法の事業計画を令和 3 年度中に変更する予定です。

[田中会長]

事務局からの説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

[上野委員]

今回変更する 12 ヘクタールの部分ですが、区域界が折れ線で示される理由は何でしょうか。

[岡田下水道担当主幹]

折れ線で示している理由ですが、幹線が整備された後は、道路排水は道路の両側から集水することになります。下水道の区域を示す考え方として、道路の端や中心で区域界を直線で示すのではなく、道路の両側から排水を見込むために折れ線で示しています。

[上野委員]

区域の考え方についてはわかりました。都市計画マスタープランでは当該地区は市街化区域への編入を目指す箇所となっていますが、将来的には長岡コミュニティセンターまで延ばすのかお聞きします。

[岡田下水道担当主幹]

資料 2 で示した青色の実線部分は令和 3 年度から 3 か年かけて整備を実施していきます。破線部分は、都市計画決定を受けていますが、事業認可を受けていないので今回の整備には含まれません。あくまでも、長岡 1 号幹線の整備をする区域とし

て変更をかけたいと思います。

[田中会長]

他にございませんか。それでは私から質問させていただきます。資料 2 と資料 3 の図面ですが、長岡 1 号幹線について資料 2 では青色の実線のみで、資料 3 では破線と実線で示していますが、これら示し方の違いについてどのように解釈すればよろしいでしょうか。また上野委員も仰っていましたが、今回の変更理由が長岡地区の雨水排水を速やかに図ることを目的としていますが、赤い範囲を 3 年で整備するというのですが、なぜ長岡コミュニティセンターまで一括で整備せずに赤い範囲だけを先行して整備するのかお聞きします。

[岡田下水道担当主幹]

まず、1 点目ですが、資料 3 の凡例で長岡 1 号幹線を青色の実線が認可、破線が未認可と示しています。都市計画決定は実線部分と破線部分を併せて取得していますが、事業認可は青色の実線部分のみです。資料 2 と資料 3 では計画図と追加区域平面図と示す内容に差異があるため凡例にも差異が生じています。2 点目のご質問ですが、今回の長岡 1 号幹線の整備は 3 か年で実施していく計画となっていますが、幹線の整備後に雨水人孔を設けて接続する計画となっています。幹線の施工方法はシールド工法により整備する計画のため、まずはこの示した範囲を変更区域としています。

[田中会長]

1 点目についてはわかりました。西平地区は都市計画マスタープランでは区画整理事業による市街化区域へ編入を図る地区となっています。幹線整備は莫大な費用が掛かります。区画整理事業を実施すると道路の形態が大きく変わり、幹線の移設が生じてしまい、二重投資となってしまう可能性があるため、よく検討をしながら進めていただきたいと思います。他にございますか。他に質疑等ないようですのでお諮りいたします。諮問第 1 号福生都市計画下水道の変更については異議ございませんか。

[全委員]

異議なし。

[田中会長]

異議なしということですので、諮問第 1 号福生都市計画下水道の変更については原案のとおり承認いたします。

8 報告事項

[田中会長]

次第8報告事項令和2年度瑞穂町都市計画関連事業について事務局より説明をお願いします。

[中島都市計画課長]

令和2年度瑞穂町都市計画関連事業についてご報告します。報告1の資料をご覧ください。本件について、本審議会を通じて計8回、瑞穂町の都市計画に係る様々な内容についてご審議いただき、昨年度末に取りまとめることが出来ました。概要版により計画内容をご説明します。本計画の位置付けは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画でございます。計画の目標年次は、概ね20年後の令和22年度までとし、中間年次の令和12年度に見直しを行くこととしています。将来都市像として『新たな流れを創出する都市 瑞穂 ～未来都市構想～』と定め、人やモノの流れを生み出す都市づくりを推進することをコンセプトとしています。次に主な改定内容についてご説明します。将来都市構造については、概要版の1ページ下段にイメージ図を載せておりますが、町の将来都市像の実現をめざす瑞穂町全体のあり方として、拠点、軸、エリアこの3つの形成を有機的に連動させるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりを推進することとしています。このほか、概要版の4ページ上段に記載しておりますが、市街化区域への編入をめざす5地区を整備構想地として新たに位置づけました。また、昨今、都の方でも検討が具体化してきました多摩都市モノレールの計画と一体となった沿線まちづくりについて、記載を充実させています。以上、簡単ですが瑞穂町都市計画マスタープランのご報告を終わります。

続きまして、現在施行中の土地区画整理事業、2地区の進捗状況について報告させていただきます。報告2-1の資料をご覧ください。箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業です。箱根ヶ崎駅西地区は、施行面積が27.4ヘクタールで、事業期間は令和14年3月までです。施行形態は、地元自治体が主導で実施する町施行になります。図面の黄緑色の範囲が施工済み箇所、赤色の範囲が令和2年度に整備、完了した箇所です。現在の街路築造率は約95パーセントで、建物移転率につきましては約99パーセントになります。なお、令和3年2月18日に第7回事業計画変更を行いました。主な変更は、事業期間を令和14年3月31日まで延伸を行い、事業費を198億7,863万8千円と約21億円の増額変更いたしました。次に報告2-2の資料をご覧ください。殿ヶ谷土地区画整理事業です。殿ヶ谷地区の施行面積は38.8ヘクタールで、事業期間は令和7年3月までです。施行形態は、宅地の地権者・借地権者が共同で実施する組合施行になります。先程と同様に、黄緑色の範囲が施工済み箇所、赤色の範囲が令和2年度に整備、完了した箇所です。現在の街路築造率は約86パーセントで、建物移転率につきましては約87パーセントになります。以上、

簡単ですが土地区画整理事業の報告を終わります。

[岡田下水道担当主幹]

続きまして、下水道事業の報告させていただきます。報告3の図面をご覧ください。公共下水道事業は令和2年度末で汚水の整備率が88.3パーセント、人口普及率98.2パーセントとなっています。令和2年度は、市街化調整区域内の未普及解消として約552メートルの管きょ敷設を施工しました。図では元狭山地区の青色の実線部分です。市街化調整区域内整備は平成18年3月に82.5ヘクタール、平成27年3月に99.74ヘクタール拡大し、合計182.3ヘクタールの事業区域となっています。令和2年度工事によりほぼ完了となりました。市街化区域では、殿ヶ谷土地区画整理事業区域内での整備を約230メートル施工しました。図では殿ヶ谷土地区画整理事業区域内の青色で示した箇所です。次に、瑞穂町下水道総合地震対策計画に基づき、瑞穂町地域総合防災計画に指定されている避難所、第三小学校、第二中学校、元狭山コミュニティセンターにマンホールトイレの設置を計20基を施工しました。図では黄色で示した箇所となっています。また、駒形汚水中継ポンプ場への不明水流入を防ぐため、不明水対策工事としてマンホールの内面補修を24か所、管きょ補修を161箇所施工しました。図ではマンホール補修を赤色の丸印、管きょ補修箇所を緑色の実線で示しています。当該工事の目的は平成29年10月の台風等の大雨により、大量の不明水がポンプ場へ流入し、ポンプ場からの送水に約1週間支障が出ました。このため、不明水の調査を実施し、この結果に基づき対策工事を行ったものです。

[田中会長]

説明が終わりました。ご質問等ございますか。

[下澤委員]

瑞穂町都市計画マスタープラン概要版について、SDGsに関する記載があります。誰一人取り残されないというのを実践するためには、誰一人協力しない人があってはならないということです。SDGsは一人ひとりから始まるというのが根幹にあると思いますので、目標を達成するためのハードルは高く、一人ひとりの協力が必要であることをもっとアピールしてもいいと思います。

[中島都市計画課長]

下澤委員の仰る通り、各種都市計画事業を進める上で様々な利害関係を持つ方がいますが、やはり同じ方向を向き、一人ひとりが協力して少しでもより良い街づくりを進めていけるよう町が先頭に立ちながら音頭を取っていけるよう進めていきたいと思っています。

[上野委員]

福生都市計画道路 3・5・17 号線の整備についてある程度見えて参りましたが、長岡 1 号幹線の整備について、放流先はどこになるのか先ほど聞きそびれたので質問します。

[岡田下水道担当主幹]

長岡 1 号幹線についてですが、排水先は残堀川が最終的な放流先となっています。図では範囲外となっておりますが、最終放流先は残堀川です。ルートについてですが、福生都市計画道路 3・5・17 号線ではなくて、その北側に区画整理事業により区画道路が一部完成しております。今回は、当該区画道路をシールド工法により敷設し、残堀川へ放流するというものです。

[上野委員]

岩蔵街道から昨年度整備した区画道路を八高線に向かって整備し、八高線をシールドで跨いで最終的に都道 166 号線の拡幅工事が完了した先から放流するということでしょうか。

[岡田下水道担当主幹]

区画整理地内は上野委員の仰った通りのルートです。その後、八高線を潜りまして、町道の下をシールド工法で管きよを敷設していきます。放流先ですが、都道を跨がずに、現在桜が植わっている歩道がございますが、ちょうどトンネルの手前から放流するという計画となっています。

[上野委員]

一つ心配となるのが、狭山池上流部、丸池周辺の整備等、きらめき回廊で整備するはずであった上流部の水路等未整備のままであり、狭山池の一部では過去に雨水で住居の床下浸水被害がありました。今回の計画による放流先では、狭山池からの水を堰き止めて狭山池周辺が溢水する可能性があるのではないかと。

[岡田下水道担当主幹]

設計段階で計算をしていますので、今回の放流位置となっています。

[上野委員]

計算とはどのような計算か。近年では時間当たりの降水量が 100 ミリを超えることも常態化しているが、50 ミリで計算しているのかそれとも最大 100 ミリで計算をしているのか。

[岡田下水道担当主幹]

現在の計算は 50 ミリで計算をしております。実際にシールドで施工するのは地下 11 メートルの深さに敷設するため、残堀川の水位の方が高く、通常時は地下の管きよに雨水が貯留されている状態です。そして、貯留している雨水は通常時にポンプアップにより残堀川へ放流するというものです。

[田中会長]

つまり、放流方法はサイフォン方式を採用するということでしょうか。以前お話を伺った中では、放流口は都道 166 号を潜った下流側の広がったところから放流すると記憶しておりますがいかがでしょうか。

[岡田下水道担当主幹]

放流方法については、会長の仰る通りサイフォン方式です。放流口の位置については確認をしますが、都道 166 号の狭山池寄りの位置となっています。

[上野委員]

近年の降雨状況を見ていると危険を感じる事が多く、サイフォン方式のように貯留することは場合によっては不可能になる可能性があるのではどこかで、川幅の広がった個所から放流した方が二重投資にもならないと思います。

[田中会長]

残堀川そのものは 70 ミリです。現行の法律での国の指導は 50 ミリとなっています。以前は 3、40 ミリ程度でしたので、その辺りでよく検討して事業を進めていただければと思います。他にございますか。

[中島都市計画課長]

先ほど上野委員から福生都市計画道路 3・5・17 号線についてお話がありましたので、現在の状況について御報告させていただきます。当該路線は東京都が主体となって整備する路線という位置づけになっています。計画として、八高線の上部をオーバーパスで繋げると聞いています。東京都からの情報では、まずは道路を作るための橋脚を作る工事を先行して行うと聞いております。また、当該工事については今年度既に発注をかけていると聞いております。契約のスケジュールは 8 月末くらいに開札が行われ、最短で年末から工事が進むのではないかと聞いています。橋脚工事はおおよそ 2～3 年程度行われ、進捗状況に応じて桁をかける工事が行われると聞いています。

[田中会長]

他にご質問はございますか。私からお聞きします。1点目は箱根ヶ崎駅西地区土地区画整理事業区域内の保留地分譲について、広報に掲載していた5区画は全て処分できたのでしょうか。2点目は、福生都市計画道路3・5・17号線の整備完了時期はいつ頃でしょうか。区画整理事業よりも早く開通できるのかお聞きします。次に殿ヶ谷土地区画整理事業の新青梅街道と接する部分は拡幅用地として白塗りとなっていると思いますが、北西部更に広がっている箇所は何のための用地なのか伺います。また、その敷地の東側にゲームセンターがありますが、あの交差点がネックとなり、交通に支障が出ています。ゲームセンターはあまり拡幅の線に掛かっていませんが、建物の北側の町道は拡幅されるのでしょうか。

[中島都市計画課長]

まず、保留地の販売の状況についてですが、令和2年度に合計8区画の保留地の販売を行いました。まだ保留地がありますので今後も販売をしていく予定です。福生都市計画道路3・5・17号線の整備スケジュールについて、現在は橋脚の工事についてのみ示されただけであり、それ以降の桁をかける工事や周辺道路との接続に関する工事についてのスケジュールは不透明な状況です。従って、最終的なスケジュールについては未定となっています。続いて殿ヶ谷土地区画整理事業区域内の拡幅用地については、先般改定しました瑞穂町都市計画マスタープランで多摩都市モノレール新駅の想定位置として記載しています。具体的に駅の位置や構造については東京都が検討中であり、詳細を述べることはできませんが、町の考え方として、この位置に駅を設置してもらいたいと考えています。駅を作るとなると、駅から地上への取り付けとして昇降施設、具体的にはエレベーター、エスカレーター、階段等の付帯施設が幅を取るため、約6mほど用地を開けている状況です。最後にゲームセンター北側の拡幅計画についてですが、区画整理区域外となっているため、現在のところ拡幅は予定されていません。会長の仰る通り、幅員が狭く新青梅街道との接続の悪い箇所ですので、今後新青梅街道の整備の際に接続について検討をしてまいりたいと思います。

[田中会長]

令和3年1月号広報に掲載していた分譲地は全て処分できたのでしょうか。また、ゲームセンター北側の町道との境が事業区域という考え方でよいのでしょうか。

[中島都市計画課長]

販売した5か所のうち3か所が処分完了し、現在2箇所が残っている状況です。また、今年度の保留地販売でも残っている2箇所も含めて考えています。事業区域については、仰る通りです。

[田中会長]

最後に、多摩都市モノレールの延伸を見据えて殿ヶ谷土地区画整理事業区域内に用地を確保していますが、まちづくりを進めていく必要があると思いますが、近隣の武蔵村山市や東大和市を見ると、既にまちづくりをしています。瑞穂町も後れを取ることのないように、現在施行中の2箇所のいずれかを早期に完了させて、次のステップとして武蔵地区を進めることにより町の発展や多摩都市モノレールの延伸に寄与できると考えます。

[大坪委員]

先ほど福生都市計画道路 3・5・17 号線の整備の見通しや完了時期について、よく聞かれることですが、明らかになっていないということでしょうか。

[中島都市計画課長]

事務局としてもいつ完了するのか気がかりではあり、都度東京都へ確認しているところですが、下部工事のみ示されている段階です。工事が進んでいけば、今後のスケジュールも明らかになってくると思いますので、東京都に確認を取りながら、町民の皆様へ広くお示しさせていただきます。

[田中会長]

他にございますか。ないようですので報告事項について報告了承とさせていただきます。

9 その他

[田中会長]

次第9その他ですが、事務局からございますか。

[中島都市計画課長]

その他としまして、今後の都市計画審議会の開催予定等について御報告いたします。今年度、箱根ヶ崎駅西地区土地区画整理事業地内において都市計画公園の変更及び決定手続きを予定しています。既に都市計画決定されている稲荷ヶ丘公園の区域が実際の整備計画と変わっているため、区域の変更手続きを行います。その他、2か所の公園については、新たに都市計画決定手続きを行う予定です。審議会の開催時期は令和4年2月に開催を予定しています。また、現在、一般廃棄物処理施設の建て替えの相談を受けています。こちらの施設は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきまして、当該施設の都市計画上の支障の有無について都市計画審議会に諮る必要がありますが、事業者の予定によっては2月の都市計画審議会とは

別の日程で開催する可能性がありますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

10 閉 会

[横沢都市整備部長]

これをもちまして、令和3年度瑞穂町都市計画審議会第1回を閉会といたします。長時間にわたり大変ありがとうございました。